

〈3〉露大統領令 #416 と PSA(生産物分与契約)の話 ＝日本向け LNG 供給契約の行方は?＝

(公財) 環日本海経済研究所 共同研究員 杉浦 敏廣

【プロローグ／ロシア大統領令 416 号】

ロシアの V. プーチン大統領 (69 歳) は 2022 年 6 月 30 日、ロシア (露) 極東サハリン州にて石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・輸送プロジェクトを運営する事業会社 (サハリン・エナジー投資会社) に対し、資産移管を命令する大統領令 #416 に署名しました。

この大統領令のタイトルを直訳すると以下のようになります。

「燃料・エネルギー分野に於ける非友好国と国際組織に対する特別経済措置適用に関する 2022 年 6 月 30 日付けロシア大統領令 416 号」(筆者仮訳)

サハリン島 (旧樺太) 北東部沖合のオホーツク海では現在、外資が参画する二つの石油・ガス開発プロジェクトが同時進行中です。一つ目はサハリンー 1 プロジェクト (以後、S-1)、二つ目はサハリンー 2 プロジェクト (同 S-2) です。今回の大統領令 416 号はサハリンー 2 に関する大統領令です。

1990 年代前半には、米モービルのサハリンー 3 プロジェクトも存在しました (後述)。

ソ連邦は 1991 年末に解体され、ソ連邦を構成する 15 の民族名を冠するソ連邦構成共和国は名実ともに独立。ソ連邦の盟主ロシア共和国は新生ロシア連邦として独立・誕生しました。

新生ロシア連邦の初代大統領は B. エリツィン前

ロシア共和国大統領です。

V. プーチン大統領は新生ロシア連邦として二代目の大統領 (2000 年～08 年) に就任、三代目が D. メドベージェフ大統領 (2008 年～12 年)。現在のプーチン大統領は四代目の大統領になり、任期は 2024 年 5 月までとなっています。任期途中でのロシア憲法改訂により 2024 年 3 月の次期大統領選挙に出馬可能ですが、再立候補はないと筆者は予測しております。

本稿では 6 月 30 日付け大統領令 416 号を概観することにより、今回の大統領令が何を意味するのか、及び同プロジェクトの現況と今後のプロジェクトの行方を考察します。

結論から先に書きます。

S-2 事業に権益参加する三井物産と三菱商事の事業権益喪失とともに LNG の供給が止まるかの如き報道も流れていますが、実は三井・三菱の事業投資への権益参加と、サハリン・エナジー投資会社と日本バイヤーとの LNG 売買契約とは全くの別物です。

①「三井・三菱が権益参加を継続するのか・撤退するのか」と、②「日本は引き続き S-2 プロジェクトから LNG を購入できるのか」は別次元の問題なのです。何故なら、日本の LNG 輸入業者は三井・三菱と契約しているのではなく、事業主体サハリン・エナジー投資会社と契約調印しているからです。

勿論、日本企業が権益参加していれば、日本向け

LNG 輸出が優先される点は当然ですが。

尚、本稿はすべて筆者の個人的見解である点を明記しておきます。

【サハリン-1 とサハリン-2 / 事業形態の相異】

最初に、S-1 プロジェクトと S-2 プロジェクトは事業形態が異なる点に言及したいと思います。この点は、今回のロシア大統領令を理解する上で重要な論点になるからです。

S-1 プロジェクトはコンソーシアム形式、S-2 は事業会社形式です。

S-1 コンソーシアム構成メンバーはオペレーター（主操業者）たる米エクソンモービル 30%、日本のソデコ（サハリン石油）30%、露国営石油会社ロスネフチ 20%、インド ONGC 20% です。S-1 はコンソーシアム形式であり、事業会社は存在しません。尚、米エクソンモービルは撤退表明済みです。

一方、S-2 プロジェクトを推進するのは事業会社サハリン・エナジー投資会社（本社登記バミューダ）です。この事業会社が S-2 プロジェクトの操業者であり、同社に権益参加している株主が露ガスプロム・英シェル・三井・三菱です。尚、シェルは今年 2 月に撤退表明し、現在権益売却交渉中です。

換言すれば、シェルが撤退しても事業会社は残り、同社の株主構成が変わるだけです。

今回のロシア大統領令 416 号は、この海外に登記した事業会社の権益を今後ロシアに新設するロシア法人に移管を命じる内容にて、LNG 取引自体を禁止する旨の大統領令ではありません。

【S-2 プロジェクト概観】

次に、S-2 プロジェクトの歴史を概観したいと思います。

S-2 プロジェクトの歴史は 3M から始まります。3M とは、S-2 参加企業 3 社（米マラソン石油・米マクダモト・三井物産）の頭文字から 3M と呼ばれていました。1990 年代前半の話です。

筆者は 1995 年 2 月にサハリン-1 プロジェクト担当としてサハリンに赴任しましたが、当時 S-2 は 3M、S-3 プロジェクト（キリン鉱区）は米モー

ビルが担当（オペレーター）でした。

因みに、モービルはその後 S-3 キリン鉱区から撤退して、露ガスプロムが権益を継承しました。

当初この 3M は外資のみで、ロシア企業が参画していませんでしたが、途中でマラソン石油とマクダモトが撤退して、三菱商事、英蘭シェルと露ガスプロムが参入。現在の権益比率は露ガスプロム 50% + 1 株、英シェル 27.5% - 1 株、三井物産 12.5%、三菱商事 10% です。

日本は海外からの国際パイプラインが存在しないので、天然ガスは液化して液化天然ガス（LNG）の形で輸入しています。

従来 LNG 輸入量は日本が世界最大手でしたが、昨年は中国が世界の LNG 輸入国になりました。

参考までに、2021 年の日本の LNG 輸入量は約 73.4 百万トン、その内ロシア産 LNG シェアは約 9%（6.6 百万トン）でした（ロシア産原油シェアは 3.6%）。

尚、S-2 プロジェクトの LNG 生産量は年間 480 万屯を生産する LNG トレーンが 2 基あり、年間計 960 万トンですが、実際には 100% 以上の工場稼働率になっています。

【ロシア大統領令 416 号とサハリン-2 LNG 契約形態】

今回の 2022 年 6 月 30 日付けロシア大統領令 416 号の要点は以下の通りです。

- サハリン・エナジー投資会社の全権益・義務を今後設立されるロシア法人に移管する。
 - 新ロシア法人設立後 1 カ月以内に、外資権益参加者は参加継続・非参加を通知する。
 - 外資が撤退する場合、権益は新規ロシア法人に譲渡される。
 - 譲渡権益は補償されるが、評価額はロシア側が決める。
 - 補償される金額はタイプ C（ルーブル口座）に支払われる。
- （註：タイプ C とはロシア中銀の許可がないと外貨転換不可）

上記ロシア大統領令 416 号に関しては 7 月 1 日に日系マスコミでも大きく報じられましたが、どうも正確に報じている解説記事は少ないようです。

また、このプロジェクトが PSA (Production Sharing Agreement/生産物分与契約)¹である点に言及している記事は皆無です。

上述通り、S-2 プロジェクトの場合、LNG 輸出はサハリン・エナジー投資会社が担当しています。

LNG 輸出入契約は同社と LNG 購入者との契約になり、サハリン・エナジー投資会社の株主は LNG 売買契約の当事者ではありません。

日本企業が撤退する場合、三井・三菱の株式(権益)は新設されるロシア法人に実質接收される形になりますが、LNG 供給契約とは直接関係ありません。少し乱暴に言えば、三井・三菱が株主として残っていようがまいが、LNG 供給とは直接関係ないと云うことです。

日系マスコミ報道はこの点を理解していないように見受けられます。

仮に、ロシア側が事業権益の接收に続き、既存の LNG 売買契約を破棄するとなればこれは本当の一大事ですが、現状その点は不明確です。

但し、今回の流れを見ていますと、LNG 売買契約破棄や対日 LNG 供給停止もあり得る雰囲気です。日本に売らなくても、中国や韓国向けに幾らでも売れますので。

換言すれば、プーチン大統領は欧州に対してはパイプラインガスを政治の道具に使い、日本に対しては LNG を政治の道具に使ったと云うことになります。

【PSA (生産物分与契約) とは?】

今回のロシア大統領令に関し、日系マスコミが見逃している点(気づいていない点)があります。それはこの S-2 契約は PSA (生産物分与契約)であり、PSA には「祖父条項」が付帯している点です。

PSA の「祖父条項」とは何かと申しますと、PSA は「商業契約」であると同時に、PSA 法によりその国の「法律」になっている点です。

「祖父条項」とは「当該契約よりも悪い条件となる

法律が将来制定された場合、その法律は適用されない」と云う文言であり、この点こそ PSA と通常の商業契約の本質的な相違になります。

地下資源、例えば石油・ガスの探鉱・開発計画は 20~30 年以上の長きに亘るプロジェクトになり、投資家は膨大な資金を投入します。ですから、例えば将来、利益税が変わり、増税になる事例なども想定されます。

このような不安材料があれば、投資家は誰も投資しません。ですから、契約時の契約条件が PSA 期間終了まで遵守されることを保証するのが「祖父条項」です。

付言すれば、「商業契約」がその国の「法律」になるためには、国会の審議・採択を経て元首が署名して、商業契約自体が「法律」になる必要があります。

S-1PSA も S-2PSC も露下院で審議・採択されて、SPA 法により法律になりました。

PSA 期間が終了すると、既存の関連インフラは全て、その国の所有権に移転します。ですから S-2 契約期間が終了すれば、S-2 の全インフラはロシア国家に移転します。

しかし、契約期間途中で契約条件の変更・接收等は認められません(法律違反)。

【PSA (生産物分与契約) 補足説明】

期限が長くなる地下資源の探鉱・開発プロジェクトは PSA (生産物分与契約)が主流です。

PSA とは、投資家が全額自分でお金をだして、地主(資源国家)の庭で宝探しをする契約です。

その際、投資家は自分で資金を出して、宝物が見つければその宝物の一部を地主に分配します。

分配する比率は契約毎に異なりますが、見つからなければ投資家は丸損です。

宝物が見つかった場合と見つからなかった場合、何が起るのか概観します。

宝物が見つかった場合:

投資家はそれまでに投資したお金(初期総投資額/CAPEX)を先ず回収します。

¹ S-1 は PSA、S-2 は PSC (Production Sharing Contract) と呼ばれているが、実態は同じ。